

船舶事故調査報告書

平成26年3月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

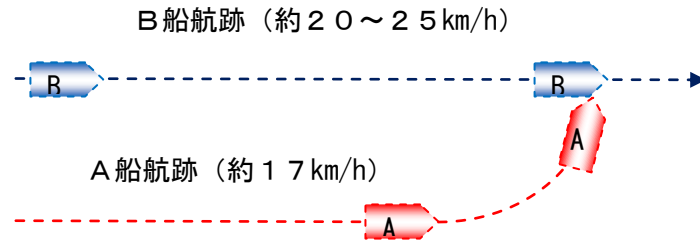
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年6月30日（日） 17時10分ごろ
発生場所	三重県明和町 ^{しらら} 白良 ^{はま} 浜沖 三重県伊勢市所在の ^{おいず} 大淀港北防波堤灯台から真方位320° 4,000m付近 (概位 北緯34°35.6′ 東経136°38.1′)
事故調査の経過	平成25年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ マロン、5トン未満 240-49228三重、個人所有 2.64m (Lr) × 1.08m × 0.40m、FRP ガソリン機関、73.60kW、平成11年6月 B 水上オートバイ ^{ウルトラ} ULTRA300 ^{エックス} X、0.1トン 243-39571三重、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、213.00kW、平成24年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年8月26日 免許証交付日 平成21年4月27日 (平成26年8月25日まで有効) 同乗者A 女性 44歳 B 船長B 男性 30歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年4月26日 免許証交付日 平成25年4月26日 (平成30年4月25日まで有効)
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A） B なし
損傷	A 左舷船首部の外縁に擦過傷及び凹損並びに船体に擦過傷 B 右舷船首部の船体に亀裂及び擦過傷

<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長 A 1 人が乗り組み、同乗者 A を乗せ、白良浜沖を約 17 km/h の速力で東南東進中、船長 A が船長 A の前方に前かがみで顔を伏せて座っている同乗者 A の右耳元付近に顔を寄せ、話し掛けた際、平成 25 年 6 月 30 日 17 時 10 分ごろ A 船の左舷船首部が B 船の右舷船首部と衝突した。</p> <p>B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、白良浜沖を約 20～25 km/h の速力で東南東進中、右舷船首方を航走する A 船を視認し、A 船の左舷方約 5 m～10 m の距離を隔てて追い越そうとした際、左回頭し、接近して来た A 船と衝突した。</p> <p>船長 A は、衝突で共に落水し、苦痛を訴えていた同乗者 A を白良浜でバーベキューをしていた仲間と共に抱え歩いて海岸まで引き上げた。</p> <p>船長 B は、A 船及び B 船を白良浜でバーベキューをしていた仲間と共に手で押して海岸まで運んだ。</p> <p>同乗者 A は、救急車で病院に搬送され、左鎖骨骨折と診断された。 (付図 1 推定航行経路図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約 0.5 m、潮汐 低潮時</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長 A、同乗者 A 及び船長 B は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長 A 及び船長 B は、本事故当時、それぞれの知人の紹介で白良浜でのバーベキューに参加していた。</p> <p>A 船が出発する際、遊走している水上オートバイはおらず、B 船は、本事故発生約 2～3 分前にバーベキューサイト付近の錨泊地を出発していた。</p> <p>船長 A は、左舷船尾方を追走している B 船に気付いていなかった。</p> <p>船長 A は、本事故を振り返り、同乗者 A の右耳付近に顔を寄せて話し掛けた際、無意識に操舵ハンドルを左に取ったのかもしれないと思った。</p> <p>同乗者 A は、航走中、水しぶきが顔にかかってきたので、前かがみで顔を伏せて座っていた。</p> <p>船長 A は、10 年以上前に水上オートバイに乗船していたが、その後、しばらく乗船しておらず、今年 3 月に A 船を購入してから本事故時までの間に本事故発生海域において、A 船に 1～2 回乗船していた。</p> <p>船長 B は、今年の 4 月に免許を取得してから本事故時までの間に B 船に 3～4 回乗船しており、本事故発生海域では、2 回目の遊走であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p>

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、白良浜沖を約 17 km/h の速力で東南東進中、船長 A が、船長 A の前方に前かがみで顔を伏せて座っている同乗者 A の右耳元付近に顔を寄せ、話し掛けた際、操舵ハンドルが左に取られたことから、左回頭し、A 船の左舷方を追い越そうとしていた B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長 A は、出発時、遊走している水上オートバイがいなかったことから、付近に遊走している水上オートバイがないものと思い、左舷船尾方を追走している B 船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B 船は、白良浜沖を約 20～25 km/h の速力で東南東進中、船長 B が、A 船の左舷方約 5 m～10 m の距離を隔てて追い越そうとした際、A 船が、左回頭し、接近して来たことから、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、白良浜沖において、A 船及び B 船が共に東南東進中、船長 A が、船長 A の前方に前かがみで顔を伏せて座っている同乗者 A の右耳元付近に顔を寄せ、話し掛けた際、操舵ハンドルが左に取られたため、A 船が、左回頭し、A 船の左舷方を追い越そうとしていた B 船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航走中は見張り及び操船に意識を集中させ、見張り及び操船に支障があるような行為は、停船してから行うこと。 ・自船の存在を知らせるホーン等の警笛装置を装備することが望まれる。 ・前方を航行している水上オートバイを追い越すような場合は、同水上オートバイが後方を確認せずに回頭する可能性もあるので、安全な距離を隔てるようにすること。

付図1 推定航行経路図



バーベキューサイト

白良浜